

2023年5月1日

### 第3者調査報告書

調査委嘱者

適格消費者団体

特定非営利活動法人

大分県消費者問題ネットワーク

理事長 安岡 正義 殿

調査実施者 弁護士 森脇 宏

#### 第1 はじめに

当職は、消費者契約法第31条第2項の定めに基づき、調査委嘱者の差止め請求関係業務その他の業務が消費者契約法に従い適正に遂行されているかどうかについて、2022年度（2022年4月1日から2023年3月31日まで）の業務遂行状況を調査し、以下のとおり意見を表明する。

なお、その調査にあたり、2023年5月1日（月）11時より1時間、調査委嘱者の事務局にて帳簿等その他の書類確認とその保管状況の確認を行った。

以下、法とは消費者契約法、規則とは、消費者契約法施行規則を指す。

#### 第2 法第30条（帳簿書類の作成及び保存）関連

##### 1 規則第21条第1項第1号

差止請求権の行使に関し、事業者等との交渉の経過を記録したものの事業者等との交渉の経過を記録した書類は事案毎に適正に作成・保管されている。

##### 2 規則第21条第1項第2号

差止請求権の行使に関し、適格消費者団体が訴訟、調停、仲裁、和解、強制執行、仮処分命令の申立てその他の手続の当事者となった場合、その概要および結果を記録したものの

2022年度に差止請求訴訟に至った案件はない。

##### 3 規則第21条第1項第3号

消費者被害情報収集業務の概要を記録したものの事案毎に相談表等が作成され、まとめて保管されている。

以上のとおり、事案毎に適正に作成・保管されている。

##### 4 規則第21条第1項第4号

差止請求情報提供業務の概要を記録したものの

差止請求情報提供業務に至った事案については、必要な書類が適正に作成・保管されている。

##### 5 規則第21条第1項第5号

規則同条同項第1号から第4号の帳簿書類の作成に用いた関係資料のつづりそれぞれ事案毎に適正に作成・保管されている。

第6 法第23条第4項（内閣総理大臣への報告義務）

法第23条第4項に該当する案件は、適正に内閣総理大臣に報告されている。

第7 法第27条（判決等に関する情報の提供）

2022年度に差止請求訴訟に至った案件は存在しない。

第8 法第28条（財産上の利益の受領の禁止等）

2022年度は、当該の財産上の利益の受領はなかった。

第9 法第31条（財務諸表の作成、備え置き、閲覧及び提出等）

定款

業務規程

役職員等名簿

適格消費者団体の社員について、その数及び個人又は法人その他の団体の別を記載した書類

財務諸表等

収入の明細その他の資金に関する事項、寄付金に関する事項、その他の経理に関する内閣府令で定める事項を記載した書類

差止請求関係業務以外の業務を行う場合には、その業務の種類及び概要を記載した書類

上記の書類はそれぞれに書類毎に分類され、適正に作成・保管されている。

第10 その他

登記事項証明書は、登記事項毎に、すみやかに適正に登記されている。

以上のとおり、法的に定められた書類は、すべて適正に作成・保管されている。

また、法的に定められた事項については、すべて適正に運営、処理されていることを認めることができる。

以上

注1 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

2 調査報告書は、調査の方法及び結果を記載し、作成者が署名又は記名押印すること。